

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

|      |   |        |      |        |              |        |            |    |
|------|---|--------|------|--------|--------------|--------|------------|----|
| 法令名  | 農業保険法   |        |      | 法令番号   | 昭和22年法律第185号 |        |            |    |
| 手続名  | 新規開田地等例外引受の指定   |        |      | 根拠条項   | 付則第2条第1項     |        |            |    |
| 審査基準 | <p>開拓、干拓、転用等により、昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地及びその日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間に於いて水稲の耕作が行われたことのない耕地（以下「新規開田地等」という。）においては、原則として引受を行わないが、次の事項のいずれかに該当する場合には、組合員等からの申出事由につき調査し、事実認定を行った上指定するものとする。</p> <p>水稲の耕作の目的に供するため国の助成を受けて昭和44年4月1日以降に造成された新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。</p> <p>昭和47年4月1日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間に於いて国の行う米の生産調整対策の対象となったことにより水稲の耕作が行われなかったため、新規開田地等に該当することとなった耕地において水稲の耕作を行うこととなったこと。</p> <p>水稲の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が土地収用法第3条に規定する事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。</p> <p>水稲の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他やむを得ない事由により耕地を水稲の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。</p> <p>その他前号に掲げる事由に準ずると認められること。</p> |        |      |        |              |        |            |    |
|      | 受付機関  | 生産者支援課 | 処理機関 | 生産者支援課 | 交付機関         | 生産者支援課 | 標準処理期間 30日 | 目次 |
|      |   |        |      |        |              |        | 標準経由期間 10日 |    |
|      |   |        |      |        |              |        |            |    |